

平成26年度奈良県人権施策協議会 議事録

1 開催日時

平成26年10月20日（月） 13:30～15:00

2 開催場所

奈良商工会議所 A会議室
奈良市登大路町36-2

3 出席者

委員：寺澤委員(会長)、野口委員(副会長)、阿久澤委員、松岡委員、
佐々木委員、千原委員、渋谷委員、松田委員、松本委員、山下委員
事務局：影山くらし創造部長、福西くらし創造部次長、垣内学校教育課指導主事、
筒井人権・地域教育課長、九鬼人権・地域教育課課長補佐、
正垣女性支援課長、金剛子育て支援課主幹、森田こども家庭課係長、
梅野長寿社会課長、田中障害福祉課課長補佐、及川国際課長、
中西保健予防課課長補佐、槌野人権施策課長
関係課：牧浦消防学校長、北村自治研修所課長、大山教育振興課主幹、
秋本地域包括ケア推進室係長、島岡病院マネジメント課係長、
森青少年・生涯学習課長、深田教職員課課長補佐、君塚生徒指導支援室室長
補佐、河合教育研究所教育相談部長、白山警察本部警備第一課課長補佐

4 議題

(1) 奈良県人権施策に関する基本計画の推進について

(2) その他

※配付資料

- 資料1. 奈良県の人権施策に関する事業実施状況及び事業計画
 - 資料2. 「奈良県人権施策に関する基本計画」各分野別関連指標の推移
 - 資料3. 人権相談件数等の推移
 - 資料4. 奈良県人権施策協議会規則
- 事前質問一覧

5 議事内容

◎開会挨拶（影山くらし創造部長）

県においては、「奈良県人権施策に関する基本計画」に基づき、国、市町村及び関係団体、また、ボランティアやNPO等との連携・協働を図りながら、人権尊重の精神が当たり前の価値として根付く「豊かな人権文化の創造」をめざしながら、施策を取り組んできたところ。しかしながら、依然として、児童虐待やいじめ、インターネット上の差別書き込み、プライバシー侵害等がまだまだ大きな社会問題となっている。最近では人種差別や対立をあおる「ヘイトスピーチ」が全国各地で

公然と行われる状況である。

このヘイトスピーチをめぐっては、京都の朝鮮学校に対する街宣について人種差別撤廃条約が禁じる人種差別に当たるとした一審の判断を踏襲した大阪高裁の判決がなされた。損害賠償を命じるだけでなく、街宣行為の差し止め、それから刑事罰までと、意義ある判決であったと思っている。国連人種差別撤廃委員会から政府に強い対応を求める勧告が7月下旬に出されたが、本県においても9月議会において、国内法の整備を求める意見書が可決された。県としても法規制の実現に向け、憲法で保障されている表現の自由との兼ね合いも含め、効果的な法規制がなされるように、国に要望していきたい。

◎会長及び副会長の選出

協議会規則第3条の規定に基づき、委員の互選により、寺澤委員が会長に、野口委員が副会長に選出された。

◎議題（1）奈良県人権施策に関する基本計画の推進について

各委員からの質問に対して担当課から回答

◆本人通知制度について

（野口委員）

戸籍謄本、住民票などについての本人通知制度を導入している自治体は、奈良県ではどのような状況になっているのか。また、県としてはこの制度について、どのような見解をもっているのか。

（津田人権施策課長補佐）

（担当課の市町村振興課が欠席のため、人権施策課から回答内容を読み上げ）

本人通知制度は、戸籍・住民票の不正請求や不正取得の抑止および防止を図ることを目的に、市町村が第三者に交付した際に、事前登録した本人に、交付したことを通知する制度。現在、県内では29市町村が導入済で、今年度中に4町村が導入を予定、平成26年度中に33市町村が導入することになる。今後、現在検討中の6町村にも早期に導入されるよう県としてもさらに努力をしていきたい。

◆ヘイトスピーチについて

（野口委員）

大阪や東京で行われている「在特会」によるヘイトスピーチが、過日、奈良県内でも行われたと聞いているが、このような日中、公然と行われるヘイトスピーチについて、県としてはどのような見解をもっているのか。

（津田人権施策課長補佐）

直近では、平成26年5月10日に近鉄奈良駅前において、「在特会」による街宣活動が行われたところ。ヘイトスピーチについては、悪意を持って特定の集団の方を誹謗・中傷する許しがたい人権侵害行為であり、このようなことが多発していることは、憂慮すべき事態であると認識している。ヘイトスピーチは、不特定多数を侮辱・差別する行為であるため、具体的な被害者及び損害を立証することが困難であるため、現行法による救済が難しく、何らかの新たな法規制が必要ではないかと認識して

いる。しかしながら、法規制を考える場合に、憲法で保障されている表現の自由との関係の整理が必要。国において、憲法問題も踏まえ、法規制のあり方について検討が進められることを期待する。また、差別を見抜き、人権を否定するような誹謗中傷を許さない意識を育むための人権教育・啓発は、重要であると考えている。

◆国際社会での動きについて

(阿久澤委員)

資料では人権にかかわる施策の背景や概況を記しているが、一切、国際社会での動きに言及がないのはなぜか。「人権教育のための国連10年」以降も、世界プログラムや、宣言が重要な役割を果たし、重視すべきポイントを提起している。そのことへの言及がなく、国内問題としてのみ人権施策を説明しているのを読むのに違和感がある。(ヘイトスピーチの問題などは、国連人権条約が大変に重要になる)

(津田人権施策課長補佐)

国際社会においては、世界人権宣言や国際人権規約をはじめ人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約、障害者権利条約などの宣言や条約が採択され、また、「人権教育のための国連10年」とその終了をうけて採択された「人権教育のための世界プログラム」のように国際年を契機に計画が採択されている。このことにより、国際社会のみならず、我が国や本県においても人権問題に関する取組が進展しているところ。

ヘイトスピーチの問題では、本年7月の国連自由権規約委員会や8月の国連人種差別撤廃委員会の日本政府に対する勧告が出されていることや人種差別撤廃条約第4条a bを日本政府が正当な言論を抑圧してまで規制する状況にはないことを理由に留保していることも承知しているところ。しかしながら、今後、人権施策の説明にあたっては、例えば、本県の障害者問題における取組においては、その背景に障害者権利条約があることなど、記載できることは盛り込んで参りたいと考えている。

◆フィールドワークで学ぶ人権教育研修講座について

(阿久澤委員)

大変参加者が少ないのはなぜか。

(筒井人権・地域教育課長)

当講座は、県内人権ゆかりの地をフィールドワークで学んでもらうという講座。対象者は、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の教員を対象とし、希望者を募る形で実施している。現状、定員数は30名で、申込者が19名、当日キャンセルもあり、受講者が11名となってしまった。少ない原因として、希望研修講座の場合、人権の場合、子どもの課題を解決するのに参考になる実践に直接つながる研修講座の方がニーズが高いということ、および実施時期が11月下旬となり、学校行事や研究大会などと重なり、キャンセルが多くなったことも原因として考えられる。PDCAサイクルからいうと、改善すべき点である。人権が尊重される地域社会に向け、県内の地域の人権ゆかりのスポットの意義や先人たちの努力を知り、それをきっかけに人権の大切さを学ぶということをしかりと後世に繋げていくことは重要と考えている。今、人権にかかわるスポットを巡る講座について、県民向け、行政職員向け、教職員向け、と3つのことを取り組んでいる。教員向けについてはやり方を変えたいと思っており、同

和問題関係史料センターと企画検討しているところ。具体的には、完全な指名というのは難しいが、ある程度、核となっていく人材に参加を促して、核となる人材が後世、後輩、その他教員に伝えるような効果を期待してはどうかという検討をしている。

◆学校教育における評価の指標について

(阿久澤委員)

人権学習指数について説明されたい。

(筒井人権・地域教育課長)

この指標の基データは、当課が毎年実施している「人権教育の推進に関する調査」。これは、小・中・高校の学校に対して、人権教育の推進状況を調査するもの。その調査項目のうち、「人権についての理解を深める教育」に関する設問があり、そのうち、「各教科・各領域等（学活・ホームルームを含む）」において、「人権について学習した内容」という設問に対して、5個の回答選択肢を設けている。具体的には、「生命・環境の大切さ」「人権に関する国内外の宣言や規約（人権宣言や日本国憲法など）」「人権獲得の歴史」「権利と責任」「様々な人権問題について」という5個の回答の設定し、複数回答可として、実施したと回答した割合を算出している。その平均をとったものが、85%。個別で見ると、「生命・環境の大切さ」については98%や「様々な人権」は96%と高いが、人権獲得の歴史は68%と低調で、平均すると85%となっている。

◆特定の職業に従事する者に対する研修について

(阿久澤委員)

公務員、医療保健関係者、福祉関係者、消防職員に対して「どのような内容の」研修をしたのか。

(北村自治研修所課長)

人権問題に対する正しい理解と認識は公務員としての社会的責任を果たすために必要不可欠と認識しており、自治研修所では職位に応じた集合研修を実施しているところ。特に人権研修については、グループディスカッションやワークショップなどの研修手法を用いて実践的な研修を実施している。一例をあげると、新規採用職員の後期研修では、実際に水平社博物館でのフィールドワークやワークショップで、歴史からみる人権問題とこれからの人権施策、人権教育といった、人権を基軸とする地域社会をつくりあげていくために公務員として何ができるのかということを考えるための研修を実施している。また新任係長級研修では、職場研修の推進役として指導力の向上を図るための人権問題指導者養成研修、指導者養成事後研修を実施している。指導者養成研修では、体験・参加型学習の進め方を習得し、職場研修の実施を必修としているところ。その後、指導者養成事後研修では職場研修実施報告書に基づくグループ討議や発表を行うといったカリキュラムを通して実践的な取り組みを、全庁的な普及を推進している。

(島岡病院マネジメント課係長)

現状においては、県立五條病院の附属看護専門学校において人権教育を行っている。具体的には、専門分野の2つの科目、保健医療論と関係法規におきまして、差別や偏見、関係法規の授業を行っている。

(津田人権施策課長補佐)

(地域福祉課が欠席のため、人権施策課から回答を読み上げ)

民生委員については、昨年の 12 月に民生委員新任研修の中で民生委員に求められる役割について、人権一般に関しての内容で、約 840 名を対象に研修を行っている。児童委員については、昨年の 7 月に主任児童委員研修の中で、児童虐待についてということで研修を実施している。対象者は 388 名、合計で 1,228 名となっている。

(秋本地域包括ケア推進室係長)

介護員（ヘルパー）養成研修において人権の尊厳に関する学習を実施している。この研修は、介護に携わる方が業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行うことができるようにすることを目的とし、奈良県が指定した民間の事業者が実施する研修となっている。約 130 時間のカリキュラムのうち、「介護における尊厳の保持・自立支援」という科目の中の「人権と尊厳を支える介護」、「自立に向けた介護」という 2 教科に 9 時間を充てて人権の尊厳に関する学習を行っている。

(森田こども家庭課係長)

当課では、児童虐待について、医療機関に対して、平成 23 年に作成しました医師用児童虐待防止マニュアルに基づいて、毎年度県立医科大学において臨床研修医に対し研修を行っているところ。また、適宜、医療機関からの要請に基づいて、同様の研修を実施しており、平成 25 年度は 2 つの医療機関で行った。また、市町村児童福祉担当課に対しても研修を実施している。

(金剛子育て支援課主幹)

当課では、福祉関係者への研修ということで、日頃子育てを支えている保育所、放課後児童クラブの職員を対象に研修を実施している。テーマは児童虐待に関すること及び発達障害に関することの 2 つ。児童虐待に関しては、県の中央こども相談センターの職員が児童虐待の早期発見と未然防止について研修をしている。発達障害に関しては、児童発達支援センターの職員の方が専門的な支援機関との連携方法や保護者への対応方法などについて研修をしている。

(牧浦消防学校長)

当学校では、初任教育として、新任消防職員を対象に 1 コマ 50 分の授業を 3 コマ受講させている。講師としては人権・地域教育課から派遣願って人権授業をしてもらっている。消防職員というのは消防・救急活動等住民の日常生活と深く関わるので、人権意識を持って職務を遂行するということが求められるので、そのような内容の研修を実施している。もう 1 点は新任研修とは別に、消防本部の課長補佐級の職員に対して 50 分授業を 2 コマ実施している。講師は人権・地域教育課の方から派遣願っている。

◆いじめ問題への取り組みについて

(阿久澤委員)

いじめ対策推進法に基づき、教育委員会の下に附属機関としての調査機関の設置は行ったか。

(君塚生徒指導支援室室長補佐)

いじめ防止対策推進法第 28 条の 1（学校の設置者又はその設置する学校は、「重大事態」に対処し、事態の発生の防止に資するために速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする）に関する県立学校いじめ問題調査委員会条例が、平成 26 年 10 月 6 日、奈良県議会において議決され、同日公布施行された。このことにより県立学校いじめ問題調査委員会を教育委員会の附属機関として設置し、県立学校における重大事態の調査に対応する。

◆母語通訳者派遣事業について

（阿久澤委員）

手話通訳を母語通訳としているのは興味深いがその背景をお教えいただきたい。

（筒井人権・地域教育課長）

母語通訳派遣事業につきましては、母語による意思疎通が必要な外国にルーツを有する保護者をもつ生徒が在籍する県立学校において三者懇談や家庭訪問時の通訳を手配する経費について助成するもの。平成 20 年度より実施しており、平成 25 年度より事業の対象を拡大し、聴覚障害のある保護者も対象とした。拡大の理由としては、そもそも障害者基本法の理念に沿ったものであるという理由から。この法律には、手話は言語の一つと規定されており、この理念に基づくもの。もう一つの理由として、学校現場においても、現実のニーズが非常に高かったということ。

◆不登校、引きこもりへの対策について

（阿久澤委員）

不登校、引きこもりなどへの取り組み、高校中退率をご教示いただきたい。

（君塚生徒指導支援室室長補佐）

小・中学校への不登校支援としては、まず、学校の教育相談機能の充実を図るため、本年度は、県内の公立中学校 57 校、公立小学校 2 校、県立高校 4 校にスクールカウンセラー（以下 SC）を配置し、併せて近隣校のサポートも行っている。また、スクールソーシャルワーカー（以下 SSW）も 2 市と 1 県立高等学校にそれぞれ 1 名ずつ配置している。さらに、不登校の未然防止を目指した「魅力ある学校づくり調査研究事業」を大和郡山市で取り組んでいる。加えて、電話教育相談（あすなるダイヤル）、来所教育相談、派遣教育相談（SC 派遣事業）等を実施している。また、教員への支援としては、資質能力を高めるために、研修会を開催したり、平成 22 年度には本日も出席の千原先生が委員長となり不登校対策委員会を立ち上げ、平成 24 年 3 月には、不登校に関する教員用のガイドラインとなる「不登校支援のしるべ」を作成し、公立小・中・高・特別支援学校の全ての教員に配布したり、適切な対応にあたれるよう、具体的・効果的な指導の在り方を示すとともに指導主事等に関連する研修会に派遣している。また、保護者への支援としては、保護者や教育関係者が集い、不登校児童生徒への関わり方について考える機会として「不登校『ほっ』とネット」を毎年 1 回開催している。「不登校の子どもをもつ保護者のネットワーク構築」に関するモデル事業を年 3 回開催しております。高等学校の中途退学の状況については、平成 25 年度の本県の国公立の全日制・定時制・通信制の高等学校及び中等教育学校後期課程の中途退学生徒数は 801 人（H24 年度は 555 人）で中途退学率は 1.9%（H24 年度 1.4%）となった。

(森青少年・生涯学習課長)

県では、引きこもり状態の若者を支援するために次のような取り組みを行っている。まず、県が行う支援事業として2つ。一つは、子ども・若者支援受託事業、これはいわゆる居場所づくり事業と呼ばれるものであり、引きこもりの若者が立ち寄り、学習や就労のサポートを受けられる「居場所」を民間委託により提供している。二つ目は、ニート・ひきこもり訪問支援事業。これは、ひきこもりの長期化を防ぐために、臨床心理士による家庭への訪問支援を、民間委託により実施している。

次に、支援団体と県の連携については子ども・若者地域協議会設置事業がある。これはこれまでの県関係課および民間支援団体による連絡会議を発展させ、奈良県子ども・若者支援地域協議会について検討を進めているもの。さらに、各市町村におけるひきこもり相談窓口等の設置に向けた支援ということで、子ども・若者地域協議会普及事業がある。これは、各市町村において「ひきこもり」やニートの若者の相談・支援が効果的に行えるよう関係機関による、ひきこもりの相談窓口や地域協議会の設置を進めるため、県からは相談窓口への臨床心理士の派遣やスキルアップ研修などを行っている。このような取り組みを通じ、「ひきこもり」の支援方策について一定の蓄積ができてきたと同時に各種支援機関の連携ネットワークも構築できつつある状況。

このような連携ネットワークを活かしながら、「ひきこもり」状態の若者を1人でも多く社会参加できるよう、来年度から本人・家族が相談しやすい「ひきこもり相談窓口」の設置について検討したいと思っている。また、それに加えて訪問支援の充実を図るなど、「ひきこもり」の若者に対する支援の強化に向けて取り組んでいきたい。

(山下委員)

いじめの調査において、市町村の立場として、生の数字とそれを市の中で調査して出した数字とが混ざってしまっている。去年の葛城市の数字であれば、生のままの数字を県に出したので、葛城市がものすごくいじめが多いというような数字となってしまった。他の市町村は一回それを市で調査した上で、本当にいじめと認定する数字だけを上げていているところもある。2種類あるものを統一すべきだと思う。子どもの感じ方は様々であるから、それを市町村で引き取って先生と一緒に調査をして本当にいじめかどうかを確認した上で、その数字を県に報告する等しないと、きちんと調査してから数字を出した市と数字に開きがあると思うので、そのあたりをきちっと方針を示した上で、統一した定規にして示してほしい。

(君塚生徒指導支援室室長補佐)

たぶん平成24年度の緊急調査のことだと思う。これについては、どのような形でという申し伝えが不十分だったのか数値にばらつきがでたと思う。今年度のいじめ調査については、子どもの意見全てを拾い上げ、学校の方で再度いじめの内容について確認をしてもらい、その確認をもらった数字をあげていただいたということになっていると思う。

(山下委員)

数字のばらつきの原因にもなると思うので、何か特にコメ書きなど、こういう形で調査しているということをきちんとした方がいいと思う。

(寺澤会長)

私も大いに関心があり、こうした数字には市町村は敏感。ごまかしてはいけないのです。きちんと平均値であるとか、工夫をしてメディア報道に供していただきたい。

(山下委員)

平成 24 年度のときは、市町村に相談せずにそのまま記者会見をされてしまった。たくさんの数字を生のまま出してしまったので、それで少し穿って見られたりする市町村もある。対処しないといっているわけではなく、統一の基準でやっていただきたいと思う。

◆スクールカウンセラー等の配置促進事業について

(千原委員)

新規事業としての立ち上げとなっているが、具体的にはスクールカウンセラーをどのような配分でどのように配置するのか、生徒指導支援室のスクールカウンセラー配置事業との連携はどのようになっているか。

(大山教育振興課主幹)

当事業は私立の小学校・中学校において、いじめの早期発見・防止等に重要な役割を担う SC の配置を促進することを目的として、SC を配置する私立学校に対して、その人件費等の一部を支援するもの。いじめの防止等が目的であることから、全私立小学校・中学校における配置をめざしている。生徒指導支援室のスクールカウンセラー活用事業は SC を直接雇用して配置するものであるが、当課における、スクールカウンセラー等の配置促進事業は、私立学校の独自性を尊重し、県が雇用した者を私立学校に配置するのではなく、私立学校が雇用した、SC にかかる経費を県が一部支援するというもの。

(君塚生徒指導支援室室長補佐)

平成 26 年度の生徒指導支援室のスクールカウンセラー活用事業では、SC による児童生徒への教員の対応に関する助言や教職員や保護者対象の研修を充実するなど、その活用を工夫し、学校における教育相談機能を向上させるため、不登校や暴力行為、いじめ等の生徒指導上の課題で心理面への支援、対応のニーズの高い公立中学校に 57 校、公立小学校 2 校、県立高校 4 校に SC を配置しています。

◆学校・家庭・地域が一体となった人権教育の推進について

(千原委員)

- ・学校地域パートナーシップ事業は具体的にはどのような事業か。
- ・子どもの人権が侵害されるもっとも深刻な事例は児童虐待やいじめであるが、その抑止や早期発見につながる活動が含まれているのか。

(筒井人権・地域教育課長)

この事業は、学校のみでは解決できない「子どもたちの課題」、例えば、規範意識や社会性の向上等々を、地域の方々やその他の多くの協力者の力を借りて、その解決を図ろうとするもの。具体的には、地域住民の方や保護者が学校運営に参画・協働してもらう仕組みをつくり、地域で子どもたちを育む環境をつくり、その経費に対して補助するもの。この事業の具体的な活動としては、放課後の学習支援や授業の補助、環境整備活動、登下校の安全見守り活動、あいさつ運動や声掛け運動、その他学校行事等の

支援、子どもたちの地域の伝統行事への参加、体育、スポーツとかの行事の機会の提供等。色々な体験をして子どもたちの課題を解決するという効果もあるが、地域で子どもたちを見守ろうという環境づくりも取り組みの一つなので、ご指摘の児童虐待やいじめの早期発見・早期対応にも繋がると考えている。現に、地域の方々が、見守り活動の中で、子どもたちのふとした変化や、友達関係の変化等も敏感にキャッチしていただき、クラス担任までつないでいただいた事例も実際に報告されている。

◆家庭教育の充実について

(千原委員)

子どもの健全な精神育成に不可欠な安定した育児が困難な家庭が増えているが、こうした家庭の早期発見および支援へのつなぎは家庭教育の充実という事業のなかではどの事業で可能になるか。

(筒井人権・地域教育課長)

従来、学校現場では、古くは「くつべらしの教育」という言葉があるように、家庭訪問等が実施されている。多忙な教員の時間をどのように確保するかという問題は、教職員課と話し合っていかななくてはならないと思っている。また、教育委員会としては、生徒指導支援室の所管ではあるが、SSW が少数ではあるが配置されている。今、国の子どもの貧困対策法の中でも、このSSWの増員等が議論されており、実際県議会でも質問があったところで、今後検討していかなければいけないと思っている。

当課の所管では、今年度初めて「社会教育」の一環で、「PTAの家庭教育学級」に対するリーダー研修の中で、「子育てストレスと上手に付き合う」という講座を実施した。要保護家庭や児童虐待対策の中で、育児ストレスが不安定な育児に繋がるリスクは十分理解しているので、このような対策を今後とも考えていきたい。あと、家庭の向き合いというのは、教育委員会のみでできることは限られているので、健康福祉部や医療政策部と連携しながら、行政の支援が届きにくい家庭に対して、いかにアウトリーチするか、また、そうした家庭の人を誘い出す支援ができないか、来年度の予算要求に向けて検討していきたい。

◆人権相談件数について

(千原委員)

子ども家庭相談センターでの相談件数は、2011年度比で997件の減少、教育研究所での教育相談は2012年度比で556件の減少となっている。子どもの数が減っているとはいえ、この減少率は急激と言わざるを得ない。奈良県の現状からして相談ニーズが減っているとはいえ、この現象をどのように分析しているか。

(森田こども家庭課係長)

まず、数字の取り方について。平成24年度にこども家庭相談センター業務支援システムというのを導入しており、数字の取り方が変わっている。平成23年度と平成24年度、平成25年度と変わっており、電話相談を含んでいたものが平成23年度までで、除いたものが平成24年度と平成25年度となっている。電話相談を含まない件数で、平成23年度と25年度を比較すると、88件の減少となっている。減少の主なものは障害相談で、平成18年度から在宅のケースは市町村による支援となったことから、中央こども家庭相談センターへの相談は減少している状況。なお、児童虐待相談については、4年連続で過去最多を記録している状況。

(河合教育研究所教育相談部長)

県立教育研究所での相談は、不登校など学校生活での悩みや子育て、家庭生活での悩み等に対応するため、電話教育相談(あすなろダイヤル)および来所による教育相談を実施している。

相談件数の減少については、平成22年度より、電話相談担当者の第一声として、「こちらは、あすなろダイヤル、学校教育相談です。」と伝え、学校教育相談機関であることを明確にしたこと、およびその守備範囲として幼稚園から高等学校までの幼児・児童・生徒およびその保護者、教育を対象に限定するように意識したことが相談件数の減少につながっている要因と考えている。また県内の市町村の教育相談機関・相談窓口が充実してきたことやメールによる相談窓口が設置されたこと、小・中学校へのスクールカウンセラー配置が進んだことも相談件数の減少の要因としてあげられるのではないかと考えている。

◆いじめ相談員配置事業について

(千原委員)

いじめ相談員として採用されるのはどのような方で、どのような活動を考えておられるのでしょうか。事業の具体的内容を教えて下さい。

(君塚生徒指導支援室室長補佐)

いじめ相談員には、教職経験者や教員志望者、地域の青少年指導者、カウンセリング業務経験者、又は、子どもの健全育成に熱意があり、本事業の趣旨を理解した上で、学校の生徒指導に積極的に協力していただける意欲ある方を採用している。10月10日現在で、小学校で26校、中学校で25校配置している。具体的な仕事としては、各学校において、生徒指導担当教員及び教育相談担当教員等と連携しながら、いじめ被害等に悩む児童生徒の相談相手となったり、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、再発防止のため、児童生徒のきめ細やかな行動観察を行い、先生へのつなぎの役割も担っている。

◆在住外国人暮らしサポート事業生活相談件数について

(渋谷委員)

2013年度で大幅に相談件数が増えているのは、どのような理由からか。(広報が徹底したためか、相談すべき問題が増えたのか) また、主な相談内容はどのようなことか。

(及川国際課長)

県では、平成24年3月に解散したなら・シルクロード博記念国際交流財団の多文化共生などの事業を引き継ぐと共に、増えている外国人留学生への支援を強化し、国際交流のための場とするために平成25年の4月からJR奈良駅近くのシルキア奈良の中に県の出先機関として奈良県外国人支援センターを設置した。当センターでは、在住外国人の相談対応や、多言語での情報提供、国際交流の推進などを行っている。相談業務については、外国人支援センターへ移行する際にホームページ、ダイレクトメールなどで積極的に広報したことや当センターがJR奈良駅近くのシルキア奈良に立地しているということから、交通の利便性が良くなり、来場する方が増えたことから、相談件数も増えたと考えている。

相談内容のうち主だったものとして、婚姻、育児、教育に関するものが20%、通訳、翻訳に関するものが15%、生活・地理11%、出入国・在留に関するものが8%、医療、保険に関するものが7%、仕事に

関するものが7%となっている。

◆県内在住外国人登録者数について

(渋谷委員)

主な内訳はどのようでしょうか。それによって施策が変わってくると思われるので、国籍、年齢、滞日理由など、わかる範囲で教えてください。

(及川国際課長)

奈良県の住民として登録されている外国人の主な国籍は、平成25年12月末現在、韓国・朝鮮が37%、中国が32%で約7割を占めている。その他、フィリピンが6%、ブラジルが4%、アメリカが3%、ベトナム2%となっている。全て住民登録されている外国籍の人の割合となっている。年齢別では、20代が24%、30代が20%、40代が16%という結果になっている。これは法務省の統計である。滞在の理由として、法務省の、都道府県別、在留資格別、在留外国人の統計によると、奈良県における在留資格の主なものとして、まず、永住者・特別永住者で59%、続いて技能実習が11%、これらで全体の約7割を占めている。このほかの理由としては、留学、家族関係といった理由が多い。

◆日本語教育について

(渋谷委員)

「在日外国人日本語講座開催事業（人権・地域教育課）」、「外国人への日本語教室（国際課）」、その他「日本語教室開催事業（地域福祉課）」の違いや役割分担について教えてください。

1番目が県主催、2番目が民間主催の県支援、3番目が中国残留邦人に特化したもの、という理解でよいか。また、これらの講座、教室等については、どのように広報していますか。さらに、これらの中に、子どもを対象としたものは含まれているのか、教えてください。

(筒井人権・地域教育課長)

所管は人権・地域教育課と国際課と地域福祉課。

教育委員会の人権・地域教育課が所管する事業については23ページのちょうど真ん中「日本語教育の推進」というところで3つの事業を挙げている。当課が実施しているものを大きく分けると、在日の外国人の方、一般の方、特に、義務教育の年齢以外の方に対して、主として学校教育以外で実施するもの。それと、2つめとして学校教育の中で実施するもの、大きく分けてこの2点がある。

P23の「在日在国人日本語講座開催事業」については、1点目のもの。主として一般の方に学校教育以外で実施するものである。具体的には、大和高田市にある、在日在国人日本語講座実行委員会が実施する講座に対しての事業費補助するものであり、県が直接実施しているものではない。対象言語は、希望者（会員）に応じて、それに呼応する講師を探しながら対応している。現在は4ヶ国語、具体的には英語、中国語、タガログ語、ベトナム語で、週2回開催しているところ。新たなニーズの外国語があれば、対応していく。その下の二つは、学校での教員配置やテキスト配布の事業である。ちなみにテキストに関しては、要望があれば、一般の方々にも提供している。当課ホームページや外国人支援センターのホームページ等色々な団体を通じて広報している。

(及川国際課長)

23 ページの評価の指標にある外国人への日本語教室数については、県や市町村が直接実施する日本語教室ではないが、県内の国際交流関係の団体が実施している教室である。県では、これらの日本語教室の状況についてホームページでの情報発信に努めている。これらの教室の中には、6カ所の教室において、小中学生の受け入れを行っているほか、相談の上、受け入れるところもある。

(津田人権施策課課長補佐)

日本語教育開催事業に関しては地域福祉課が担当している。これは、法律（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律）に基づいている。中国残留邦人に対する、生活支援の一つとしての日本語教室で、県が団体に委託をして実施している。事業の対象者は中国残留邦人一世・二世の方で、対象者が特定されているので広報せずに、個別にお知らせして実施している。また受講者については、中国残留邦人一世・二世およびその配偶者が中心で、子どもは対象としていない。

◆児童生徒への日本語指導について

(渋谷委員)

教員配置は、どのような対象にどのくらいの期間であるか、教えてください。

(深田教職員課長)

小・中学校において編入後間もない児童・生徒の基本的日本語の習得とともに、学校生活への早期順応のために日本語指導巡回教員や非常勤講師を配置しているところ。日本語指導巡回教員に関しては、支援を必要とする児童・生徒の多い小学校に配置し、1年に2校巡回・指導してもらっている。平成26年度は小学校に3名を配置し、計6校を巡回・指導しているところ。また、非常勤講師については、児童・生徒が編入後、最大2年間配置しているところ。平成26年度は小学校35校、中学校6校に配置し、児童・生徒56名を指導している。

◆外国人分野における民間団体との連携・協働について

(渋谷委員)

地域における多文化共生の推進において、民間団体の役割の重要性や、そのための連携・協働の必要性について賛同いたします。

具体的に、どのような連携・協働を計画されているのか。

(及川国際課長)

これまでも民間の国際交流団体とは外国人の防災力向上事業など、様々な共同事業を実施してきた。今後も、平成25年度に開設した外国人支援センターを中心に、民間の国際交流団体の活動を活性化させるための指導者養成など地域の国際化を推進するため、県民や国際交流団体との協働による効果的な事業を実施していきたい。

◆外国人への情報提供に際しての使用言語について

(渋谷委員)

ホームページ生活相談事業、保護対策用パンフレットについて、使用されている言語を教えてください。

また、「学校生活ガイド」は、英語版はないのでしょうか。

(及川国際課長)

外国人の相談窓口での使用言語は日本語・英語・中国語・ポルトガル語となっている。また、ホームページの生活情報についても同じく、日本語・英語・中国語・ポルトガル語で生活情報を発信している。

(白山警察本部警備第一課課長補佐)

現在、警察本部から発行している保護対策用パンフレットについては、北京語、韓国語、日本語版のみとなっている。

(筒井人権・地域教育課長)

学校生活ガイドの英語版は今のところ作成できていない。協力者を探しながら、できるだけ早期に作成できるように努力しているところ。

◎議題(2) その他

◆教育相談体制の充実について

(佐々木委員)

教育相談体制の充実という部分で、高等学校の方を充実させていただけないかという意見を申し上げたい。よくアウトリーチ、福祉ニーズを抱えている方については、窓口申し立ててくるのを待つだけではなく、行政機関としてニーズを地域の中で拾っていかなければいけないということをいわれている。特に、子どもの問題に関しては、学校現場が最も児童や保護者の福祉ニーズをキャッチできる場所ではないかと感じている。法律事務所に来いと言っても、来ないという現状であるが、学校現場では、様々なニーズを抱えている方が無意識に、見える形で示していける場所であるので、是非 SSW については、多人数の方を学校に配置していただけないかと思う。できれば1市町村に1人くらいは配置してもらいたい。それでも、たぶん本当にいいキャッチをすると、多くの相談を受け付けることができるのではないかと思う。また、学校現場の先生の負担の軽減にもつながるのではないかとも思う。学校の先生は色々、教育だけではなく、子どもの生活全般に関わるような相談を聞いていると思います。教育部門で専門性を持っておられるので、どこまで子どもの家庭に関わればいいのかと悩んでいるうちに、虐待等を見逃すケースもあると思うので、そういった学校の先生のニーズをキャッチしつつ、外の世界とつなげていくという役割を大いに期待したいと思う。

(君塚生徒指導支援室室長補佐)

現在3名のSSWを配置している。SSWの重要性というのは、当室としても大事さというのは常に考えている。最近色々な生徒指導上の問題で、SSWの必要性というのは、各学校とも重要視しており、我々も少しでも多くのSSWの配置を考えているところ。家庭環境など、背景にある環境に働きかけるということは、なかなか学校の先生では難しい部分もあるということも認知している。今後さらに、拡充に向けて、色々な形でアプローチしていきたい。

(千原委員)

いじめは著しい人権侵害の問題で、この心的外傷が後々まで長引くということは、最近の研究からも、

はっきりと示されている。7800人くらいの被験者を対象に7歳から12歳にいじめを受けた子どもがその後どうなったか研究があるが、やはり鬱になったり、ひきこもりになったりするなど体の病が多くできてきて、幸せな人生を歩みにくいということが、数字で表れている。奈良県において、子どもの問題、不登校やいじめなどに対応する、SCの研修とSCの全校配置をお願いできればと思っている。教育相談の件数については、多くの市町村に広がってきているとはいえ、教育総合センターをもっているのは、奈良市と天理市くらいである。その他は県の教育研究所に行くしかないような状況。何とか周知徹底など、そのような活動が行き渡るようにご尽力いただけるとありがたい。

(君塚生徒指導支援室室長補佐)

SCの配置につきましても、決して今の数字に満足している訳ではない。千原委員から要望いただいたように、全校配置の必要性を感じている。今後さらに拡充に向けてがんばっていききたい。

(河合教育研究所教育相談部長)

学校教育相談に関しては、年度当初に市町村教育長会議、校長会において、研究所で学校教育相談をやっているというピラも配布しながら啓発をしているところ。現在、県内の様々な地域から相談を受け付けている。今後さらに広めていけるよう啓発に努めていきたい。

(寺澤会長)

奈良県においては、名称変更以前の同和教育の時代は学校教育の方で非常に奮闘していただいていたと思う。しかし名称変更以降、県内から同和教育が埋没しているのではないかという声をよく耳にする。学校教育であるので色々要望があるとは思いますが、できれば、2000年、2001年に小・中学校、高等学校の教科書記述の変更がなされ、その内容や実態、その関わりなどについて、特に社会科の先生方がどのように認識しているかということも、十分みえてくるとありがたい。2000年、2001年の教科書記述が求めた、新しい部落問題に関わる教養、常識の汎用というのがどの程度できあがっているのかということが、追求していく課題であると思う。人権教育となり、教科書という資料があるが、そのあたりの担当課の方の一層の工夫と熱意が見えてくるとありがたいのでよろしくお願ひしたい。

(以 上)